

社会保険労務士事務所

## ソーシャルブライトマネジメント

154.0001 東京都世田谷区池尻3-28-5 COLUMN82-3F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 http://www.s-b-m.jp/

## SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

## 調査結果にみる

## 企業の「福利厚生」に関する動向

平成 29 年 1 月号

## ◆今回で 60 回目の調査

経団連は、「2015 年度 福利厚生費調査結果の概要」を 11 月 14 日に公表しました。

今回で 60 回目となるこの調査は、1955 年度から毎年実施されており、「わが国において、半世紀以上にわたる企業の福利厚生費の動向を把握できる、唯一の調査である」とのことです。

算出方法は、法定福利費、法定外福利費の各項目について、企業の年間負担総額を年間のべ従業員数で除した 1 人 1 か月当たりの平均値（加重平均）によるものです。

調査結果の全体は、例年 12 月から 1 月に公表されています。

## ◆法定福利費の動向

6 年連続で増加となりました。現金給与総額の伸び（570,739 円、前年度比 1.2%増）を上回って増加する傾向は変わっていません（1980 年度以降、伸びが下回るのは、7 回のみ）。

内訳では、健康保険・介護保険：31,177 円（前年度比 1.5%増）、厚生年金保険：46,441 円（同 2.3%増）、雇用保険・労災保険：6,728 円（同 2.0%増）、児童手当拠出金：794 円（同 0.6%増）となっています。

## ◆法定外福利費の動向

法定外福利費は 9 年ぶりに増加に転じましたが、全体としては抑制される傾向にあります。

法定外福利費の伸びが現金給与総額、法定福利費の伸びを上回るのは 2002 年度以来ですが、2002 年度は調査方法が大幅に変更され、数値の変動幅が大きいいため、それ以前では 1993 年度まで遡ることになります。

内訳をみると、医療・健康費用の「ヘルスケアサポート」が大幅に増加（1,036 円、前年度比 10.6%増）し、初めて 1,000 円を超えました。要因として、2015 年 12 月から義務化されたストレスチェックへの対応や健康経営の高まりが

考えられるとしています。

また「育児関連」も 387 円（同 11.2%増）となり、引き続き企業が子育て支援策を充実させていることが伺えます。

なお、カフェテリアプラン消化ポイント総額を円換算した平均は 4,549 円でした。「カフェテリアプラン」とは、福利厚生運営手法の 1 つで、従業員に対し、費用と連動したポイントを付与し、福利厚生メニューの中から選択させる制度です。こうした調査からも、育児・介護、健康配慮といった点に従業員の関心が高く、そうしたことが社会的な動向であると考えられます。日頃の雇用管理でも気にかけていきたいポイントです。

2020 年（東京オリンピック）に向けた  
受動喫煙防止対策の動向

## ◆企業や飲食店は「原則建物内禁煙」に？

厚生労働省は、2020 年の東京オリンピックに向けて、全面禁煙を原則とする受動喫煙防止対策の強化案をまとめました。この案について現在、同省、財務省、業界団体との議論が行われています。

防止策の具体案では、施設の使用用途別に禁煙の基準を以下の 3 つに分類しています。

- (1) 「建物内禁煙」…不特定多数が利用する官公庁や公共施設等
- (2) 「敷地内禁煙」…学校や医療機関等、未成年者や患者等受動喫煙による健康被害を防ぐ必要性に高い施設
- (3) 「原則建物内禁煙（喫煙所設置可）」…(1)(2)以外の施設（企業や飲食店、娯楽施設等）

これに対し飲食業界などからは「喫煙室を設置するスペースはない」などとして、強い反対意見が出ているようです。こうした中で厚生労働省は、11 月から中央官庁で初の「敷

地内禁煙」を実施しました。これまでは「建物内禁煙」でしたが、見本を示す形で、昼休みや夕方の時間帯を除き「敷地内禁煙」を始めました。

#### ◆オリンピック開催国では罰則も

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は“たばこのない五輪”を推進しており、今年のリオデジャネイロは「敷地内禁煙」を実施、2012年のロンドンでは「建物内禁煙」を罰則付きで実施しました。また、2018年に控える韓国・平昌冬季五輪は、建物内は原則的に全面禁煙ですが、飲食店などには喫煙室の設置も認めるとしています。2020年までに「ロンドン並みの厳格なルールにしたい」というのが本音ですが、喫煙室がなく分煙にしているだけの飲食店が多い日本の現状を踏まえ、「韓国並み」の案に妥協したとしています。

#### ◆法整備に向けた今後の動向

厚生労働省は、たばこの葉を電気で温めて蒸気を吸う「加熱式たばこ」も規制対象にするか検討しています。「加熱式たばこ」は火を使わないため煙は出ませんが蒸気が出ます。しかし、現状では蒸気の人体への影響は定かではないことから「受動喫煙の文脈で規制するのは難しい」として調査を進めています。

受動喫煙防止対策案は来年の通常国会での法整備を目指しており、早ければ年内に規制の最終案が作成される予定です。

## 今月の税務と労務の手続

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付  
[郵便局または銀行]  
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、28年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出  
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出  
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞  
[労働基準監督署]

31日

- 法定調書＜源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表＞の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出＜1月1日現在のもの＞  
[市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第4期分＞  
[郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出  
＜休業4日未満、10月～12月分＞[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付＜延納第3期分＞
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）  
＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
[公共職業安定所]
- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]